



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	経済学における政府の位置づけ:ヴァージニア学派を中心に
Author(s)	小林, 好宏
Citation	北海道大學 経済學研究, 32(1), 73-110
Issue Date	1982-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31572
Type	departmental bulletin paper
File Information	32(1)_P73-110.pdf



経済学における政府の位置づけ

——ヴァージニア学派を中心に——

小 林 好 宏

は じ め に

本稿は、経済学における政府の位置づけ、役割りを、厚生経済学、公共選択の理論、そして最近大きくとりあげられるようになったヴァージニア学派のそれぞれについて比較検討し、市場機構にもとづく有効な資源配分を実現する自由経済のシステムと政府部門の効率的活動との斉合性が可能か否か、もし不可能であるとすれば、それがなにによってもたらされているか、さらに、そのずれを縮める手段はなにか、という問題について解明の糸口を見出そうとするものである。

政府あるいは国家の本質については、少なくとも近代国家論については、ホッブズ以来さまざまな国家観が提示されてきた。しかし、経済学においては、国家が経済社会の中である役割りをもつことが認められてはいるものの、政策主体としての国家の役割りや位置づけが必ずしも明確であったとは言い難い。

厚生経済学における国家は、市場経済の外部に存在し、予算制約をもつのみで、その行動については、企業部門や家計部門のような行動基準をもたない。したがって、その行動目標あるいは行動基準を強いて求めるとすれば、中立的な第3者として、国民の厚生を極大化をはかるものと、暗黙のうちに前提されていたとみなしてよいだろう。

非市場的な財、すなわち公共財の供給が政府の主要な役割りであるとしても、それが効率的な資源配分につながるかどうかは、公共財供給についての政治過程、すなわち民主社会においては投票のルールが、市場の機構になぞ

らえる性質をもっているかどうかが問題になる。公共選択の理論はこうした政治過程の経済分析という性質をもっているが、そこでの政府は、国民の要求に受身に反応する存在でしかない。しかし、現実の政府はそのようなものであろうか。この点について独自の見解をうち出したのがヴァージニア学派である。ブキャナンとブレナンは、政府をホップズのリヴァイアサンになぞらえ、独自のモデルを提示した。¹⁾それは幾分か非現実的な仮定にもとづいているとはいえ、こんにち、いくつかの点で示唆的なものを含んでいる。ブキャナン等は、財サービスの不可分割性、あるいは外部性にもとづくいわゆる市場の失敗が存在するのと同様、民主政治のプロセスにもちょうど市場の失敗に対応するような政治の欠陥が存在することに注目している。初期の公共選択の理論は、市場を通じての資源配分と同様、投票を通じての資源配分を考え、市場的財、非市場的財すべてについて、最適資源配分達成の可能性を追求した。投票を通じる資源配分が有効か、あるいは、集団的な選択行動が、それを構成する個々人の最適化行動と斉合しうるか、という問題は、公共選択の理論の最も重要な課題であるが、個人主権の前提のもとで、個人の選好の集合としての社会的選好を導出するプロセス、すなわち多数決原理のような民主的政治プロセスが、合理性を持ちうるかという問題、いいかえれば社会的厚生関数が存在しうるかという問題は、有名なアローの古典ともいうべき書物²⁾にとりあげられた。それ以来、この分野の重要な主題となってきた。そして、その過程で、政治プロセスの欠陥は種々指摘されてきた。しかしだからといって、選挙というプロセスの有効性を重視せずに、それに代替する公共財供給の方法を提示したのは、ヴァージニア学派が最初である。

本稿では、これまでの経済理論における政府の位置づけ、役割りを整理検討し、ヴァージニア学派の議論を中心に据えながら、効率的な資源配分と斉合しうる政府のあり方について考察することを目的としている。

第1節では、本稿で展開しようとしている問題の所在と、より具体的な課題の設定を行なう。そこで、経済学における政府の役割り、位置づけを明確にすることの積極的な意義を示す。第2節では、これまでの経済理論の中で

の政府の扱い方について、その特徴を展望する。ここでは、古典派経済学やマルクス経済学については省略し、伝統的な厚生経済学、すなわちバークソン、サミュエルソン³⁾、さらに初期の頃の公共選択の理論——たとえば、ダウ
ンズ⁴⁾『民主主義の経済理論』における政府の考え方——を主に取りあげる。
第3節では、これらを批判したヴァージニア学派の政府についての考え方を
主として政治過程の不完全性を中心に吟味する。ヴァージニア学派は、多数
決原理が最適均衡をもたらさず、政府の権力に対する有効な規制になりにく
い面を強調し、むしろ政府が選挙によっては制約されず、市民を支配する
govern 機能が強く作用することを指摘し、リヴァリアサン⁵⁾のモデルを提示
するに至る。そこで、第4節では、ホッブズのリヴァリアサンについて言及
し、ヴァージニア学派が何故ホッブズに注目したのか、考え方の共通性はな
にか、という点について検討する。そして第5節では、具体的に、ブキャナ
ンとブレナンによって示されたリヴァリアサンの国家における望ましい税体
系に関する議論をとりあげ、その性格、意味を検討する。最後に、この検討
を通じてヴァージニア学派の議論の主要な特徴を示すとともに、こんにちの
望ましい政府および政治過程のあり方についての糸口を示す。

- 1) Geoffrey Brennan and James, M. Buchanan "Towards Tax Constitution for Leviathan," *Journal of Public Economics*, 8 (December 1977), pp. 255-273.
G. Brennan and J. M. Buchanan, "Tax Instruments As Constraints on the Disposition of Public Revenues," *Journal of Public Economics* 9 (June 1978).
- 2) K. J. Arrow; *Social Choice and Individual Values*, 1951.
- 3) A. Bergson, "A Reformulation of Certain Aspects of Welfare Economics," *Quarterly Journal of Economics*, 52, Feb. 1938, pp. 310-334; reprinted in *Readings in Welfare Economics*, 1969, pp. 7-25. P. A. Samuelson, "The Pure Theory of Public Expenditure," *Review of Economics and Statistics*, Nov. 1954, pp. 387-89; Reprinted in *Readings in Welfare Economics*, 1969, pp. 179-82. P. A. Samuelson. "Pure Theory of Public Expenditure and Taxation," in *Public Economics*, edited by J. Margolis and H. Guitton, 1969.
- 4) A. Downs, *An Economic Theory of Democracy*, 1957. 古田精司監訳『民主主義の経済理論』成文堂、昭和55年。

1. 問題の所在と課題の設定

経済を企業部門、家計部門、政府部門の三つの部門に分けると、企業部門と家計部門では、相互に市場を通じて生産要素と生産財、消費財が取引され、理論上均衡がえられる。しかし政府部門については、他の二つの部門と異なる。部門間の取引関係で経済の循環の仕組みを把握するなら、政府部門は公共財を二つの部門に供給し、代償として税を徴収するということになる。しかし公共財については次のような問題点がある。

① 公共財の供給とその代償としての税の徴収は、市場を通ずる取引ではない。したがって、市場の機構を通じての有効な資源配分が達成されない。

② 現実の政府の行動には、公共財の供給以外の政策の実行がある。産業政策、所得再分配政策等々がそれである。これらをひっくるめて、資源再分配政策と呼ぶことにしよう。この政策がパレートの意味での改善になるという保証はない。

③ 上のことは言い換えれば次のことを意味する。産業の保護や所得再分配は、ある種の公平や安全という財を供給するものと考えれば、それらも広義には公共財の供給ということになる。そこで資源の再配分を広義の公共財の供給と定義し、政府の活動を公共財の供給に限定して議論をするとしよう。狭義の公共財について、負の公共財はないと仮定することはできる。しかし、政策の実行（たとえば特定産業の保護）をもって広義の公共財の供給とするならば、特定の人々あるいは産業にマイナスの効用をもたらすこともありうる。狭義の公共財の供給だけならば、個々人については、受益と負担の一致の保証はないが、社会全体については受益と負担が対応していると考えてよい。（少なくとも、マイナスの効用をうる個人は含まれていない）。しかし広義の公共財の供給は、ある人の状態を改悪することを伴って特定の産業や個人の状態を改善することがありうる。この場合、受益と負担の不一致はいっそう大きくなるかもしれない。

④ 企業部門と家計部門の行動（生産物、生産要素の供給と需要）には、

合理的行動原則がある。しかし政府部門の行動には、そうした（効用最大化というような）行動原則が明示されてこなかった。

以上の問題点のうち、②、③は①の拡張であり、基本的には、①と④が政府の経済理論における位置づけの主要問題である。①の問題は、公共財の最適供給あるいは公共財が含まれる場合の、最適資源配分の問題を中心として、公共経済学の分野で主として取り扱われてきた。一般に非市場的な財について、何をどれだけ供給するかという問題は、市場によって決定できないから、結局、政治的決定、すなわち投票による決定となる。これらは、個人によって構成される集団の意思決定の問題であり、それは投票あるいは選挙という政治過程を媒介にする。この政治過程が市場を通じる最適資源配分と同様の結果をもたらすか、すなわち均衡が存在するか、均衡は安定か、という問題を主たる課題としてとりあげてきたのが、公共選択の理論と呼ばれるものである。¹⁾公共選択の理論は、市場による資源配分と政治過程を通じる資源配分の双方について、斉合性のある首尾一貫したメカニズムを追求してきたといえる。しかし、その過程で、政治過程が必ずしも個人の効用最大化と社会の効用最大化とを有効に結びつけえないこと、かくて最適資源配分を達成することに失敗する場合は、条件によっては、多くみられることを示してきた。

伝統的な厚生経済学²⁾においても、公共選択の理論においても、政策主体としての政府の行動原理については明確にされてはいなかった。ダウNZは「民主主義の経済理論」³⁾において、政党の行動を得票最大化行動として示した。議会政治のもとでは、多数派が政府を構成するのであるから、政府の行動原理はそのまま政党の得票最大化の延長上にあると考えることができる。そして政策は、政党間競争を媒介にして決定される。政府はたえず選挙という制約を受けているから、行動は無原則ではない。しかし、この場合、選挙は政府の恣意的な行動に対する制約条件としての役割りを果たしているのであって、得票を得ることが究極の目的といえるかどうか疑問である。たしかに政党の直接目標は得票を得ることであるかもしれない。しかし、それはあ

くまでも選挙という手続きの際においてである。政府は官僚機構を背後に持っている。官僚は、国によって多少の差はあるが、選挙の如何にかかわらず持続性を持っている。さらに、選挙は常に、日常的に行なわれるものではない。となると、選挙は政府の行動目標というよりは、政府の行動に対する制約条件としての役割りをもつものといえる。⁴⁾

企業は利潤最大化を、家計は効用最大化を目標にしている。経済の一部門としての政府はなにを行動目標にしているか。伝統的な厚生経済学は、あたかも政府が国民の総体としての意思を代弁する機関として、国民の効用最大化を行動基準にしているかのように扱っていた。しかし、利害を異にする国民の意思を集約する手続き、すなわち社会的厚生関数が存在可能か、というアローの有名な問題⁵⁾にみられるように、個人主権のもとで、異なる多数の個人の意思の合理的集約はきわめて困難である。利害の対立する人々をいくつかにグループ分けすることによって、政党間競争を通じる均衡を見出すことは、たしかに、一つのアプローチであるが、その政治プロセス自体にさまざまな問題を含んでいることは、後述するとおりである。

さて、政府が企業や家計のように合理的な行動原理をもっているか、という問題は重要である。効率的な資源配分の問題は、一般に公共財の最適供給の問題として扱われているが、政府部門自体が効率的に運営されているかどうかという問題自体、重要である。これを選挙による制約 electoral constraints のみで保証しうるか。これは一つの重要な課題である。

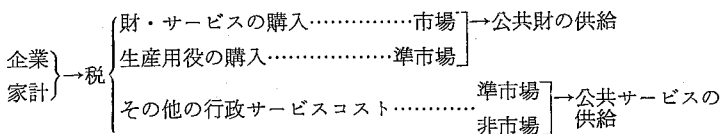
政府は、官僚機構の持続性を考慮にいれると、国民の意思の代表機関でありながら、なお、他方では独自の存在でありうる。国民の意思から相対的に独立した実体としての政府というものを考えることは有意味である。それはちょうど株式会社において、株主から自立した企業組織とその運営責任者としての経営者を考えるのに似ている。⁶⁾もし政府をそのように考えるならば、独自の主体としての政府の行動目標——選挙による制約とは区別された——を考えることは、有意味に違いない。

主体としての政府に独自の性格を賦与し、その行動目標を一種の利潤最大

化——surplus maximizing——として示したのは、ブキャナンとブレナンである。ブキャナン等は政府をリヴァイアサンになぞらえ、その上で、国民の効用最大化と政府の余剰最大化とが両立しうる均衡点を求め、それをもたらすような税体系を示した。⁷⁾この議論は重要な意味をもつ。政府の目標は国民の効用最大化にあるのではなく、直接には、余剰（それは恣意的な政策——たとえば与党が代弁しているような一部の社会層の利益に資する政策——実行のための財源であったり、官僚のボーナスや交際費であったりする）の最大化にある。しかし、たとえそうであっても、国民の効用最大化と両立しうる仕組みがあれば、もちろん、それは望ましい。利潤最大化を目標とする私企業の私的財の供給に関して、市場が最適な均衡を実現する機能をもつと同様に、余剰の最大化を目標とする政府の行動と国民の効用最大化との均衡をもたらす仕組みとして税体系を考えることになる。したがって税体系は、市場機構と同様、その社会の基本的枠組みとして、立憲的段階で設定されねばならない、ということになる。もちろん、これはあくまでも仮説上の極論である。しかしながら、このような極論を通じて政府の本質の一面を明らかにし、社会的最適を求めるというやり方は示唆的である。

以上の議論を図式的に整理してみよう。

部門 部門		企 業	家 計	政 府	
	行動目標				
企 業	利 潤	生 産 財 資 本 財	消 費 財	生 産 財 消 費 財	税 } 税 }
	効 用	生 産 用 役	直 接 サービス	生 産 用 役	
政 府	?	公 共 財	公 共 財		



歳入 歳出

このマトリックスは、産業連関表とおなじく、部門間の取引関係を示している。企業と家計相互の取引は市場取引であり、政府の財サービスおよび生産用役の購入は市場又は準市場取引であるが、政府の公共財の供給は非市場的である。市場取引の部分は二重の枠で囲ってある。その外側は非市場的な公共財、公共サービスの供給と受益、及び税の徴収を示している。税は、政府による財サービス、生産用役の購入に用いられるほか、その他の行政サービスの提供のため用いられる。これらの政府による購入は、買手独占の市場を通ずる購入でもある。

各部門の行動目標についてみると、企業は利潤最大化、家計は効用最大化を行なうが、政府については不明である。企業、家計という2部門内の取引は、市場を通じて行なわれ、競争を通ずる価格決定が示されて均衡する。政府は企業と家計に公共財、公共サービスを提供し、代償として税を受けとるが、公共財の供給と税の受けとりに、1対1の対応関係はない。

政府と民間の関係をもう少しくわしくみよう。政府の財サービスの購入、生産要素の調達、市場取引の中に入っている。いいかえれば、企業部門も家計部門も、政府部門という市場に直面している。他方、政府による財サービスの供給は、非市場的である。しかしながら、公共サービスの一部には市場的に供給されるものもある。これには、料金制度をとる公共サービスと、各種行政サービスで手数料をとるものがある。前者は、ほとんど市場取引と言っていいが、後者は、純粋な市場とはいえない。半ば強制的サービスと呼ぶものが多いからである。

政府は、財サービスを購入する段階では、市場に直面しているとともに、費用最小化をはかるという意味で、私企業的である。これは納税者の意思を代弁した行為であると通常は解釈されている。しかし、仮に、政府が余剰最大化を目標にしているとしても、同様に買手の立場にたつ場合には、費用最小化行動をとるであろう。しかし、公共財の供給者という立場にたつと、公共財を供給する目的が、国民の福祉を目的とした政府の恩恵的行動としてか、あるいは公共財を要求する国民の行動の単なる反映としてしか扱って

ない。合理的主体としての政府は姿をあらわさない。

公共財の供給と裏腹の関係にある税の決定は、政治的過程を経由する。しかし、それは公共財の供給と直接は対応していない。このような政府部門についての認識の現状のもとで、政府部門と政治プロセスを含んだ最適資源配分を模索することが、当然、経済学の重要な課題となってくる。

以下、次節以下で展開する課題を示そう。

① 伝統的理論において、政府はどのように扱われていたか。

② 政治過程を導入して最適資源配分を考える場合、何が問題か。民主政治を市場機構になぞらえた場合、市場の失敗に照応するような意味での「政治の失敗」がないかどうか。あるとしたら、それはどのようにして克服するか。

③ ヴァージニア学派は、この政治過程の機能不全を重視して、選挙に制約されない政府、投票者の意思を反映しない政策の可能性を強調し、リヴァイアサンの国家的モデルを提示するのだが、ホップズのリヴァイアサンの最も本質的特徴は何か。またヴァージニア学派の思想との共通性はどこにあるか。

④ ヴァージニア学派の積極的主張はどこにあるか。

以上の課題を、順次とりあげる。本稿では、④について、基本的考え方の検討のみにとどめ、より詳しい税制のモデルについては、別な機会にとりあげる。

- 1) 公共選択 public choice の理論の歴史は古い。これについてはミュラーの詳しい展望論文がある。D. C. Mueller, "Public Choice: A Survey," *Journal of Economic Literature*. June 1976, pp. 395-433.
- 2) ここで伝統的な厚生経済学というのは、バグソンやサミュエルソン等の厚生経済学上の研究業績を代表として、それにつらなる一連の議論を指している。それらの主要なものは、アロー、スキトフスキー編の *Readings in Welfare Economics* に収録されている。*Readings in Welfare Economics*, edited by K. J. Arrow and T. Scitovsky, AEA series 1969.
- 3) A. Downs; *An Economic Theory of Democracy*, 1959. 古田精司監訳『民主主義の経済理論』成文堂 昭和55年。
- 4) 官僚制の位置づけは国によって異なる。米国のように大統領が交代すれば、ハワイ

トハウスの上級スタッフも交代するという場合と、日本のように、仮に政権が交代しても、官僚の構成がいちじるしく変わることはない場合とで、官僚の持続性の意味は異なる。

- 5) 個人主権あるいは個人主義的効用関数を前提にして、そこから社会的効用関数を導出する合理的手続、すなわち社会的厚生関数が存在可能かどうかという問題に対し、その不可能性を論証したのがアローの一般不可能性定理である。K. J. Arrow; *Social Choice and Individual Values*, 1951.
- 6) この場合も、経営者が株主によって拘束されていないというのではなく、株主による制約のもとで独自の目的関数を最大化しようとするところに意味がある。官僚や政府も、国民=投票者によって制約されていないというのではなく、国民の効用最大化という要求の制約のもとで、独自の目的を最大化するという政府の行動を考えることができるだろう。これは企業理論における経営者支配のモデルに対応する。
- 7) G. Brennan and J. M. Buchanan, "Towards a Tax Constitution for Leviathan," *Journal of Public Economics*, 8, Dec, 1977.
 ———, "Tax Instruments As Constraint on the Disposition of Public Revenues," *Journal of Public Economics*, 9, June 1978.

2. 政府の位置づけ——展望——

ブキャナンとブレナンは、財政制度の望ましいあり方についていくつかの論文を発表しており、そこで、政府をホッブズのリヴァイアサンになぞらえ、そのように前提した上で、国民の福祉と両立するような税制のあり方を示している¹⁾。そのようにリヴァイアサンの国家を前提にしたモデルを展開する理由として、伝統的なアプローチでは、政府の財政政策が最適な均衡をもたらしえないというヴァージニア学派の年来の主張がある。すなわち、政府の活動は非効率的で、しかも財政の規模は拡大しがちである、という周知の議論である。このような政府の活動に制限を加え、国民の福祉を増大する政策をとらしめるものとして、選挙制度がある。選挙は、代議政治のもとでは、国民個々人の意思、選好を表現する手段である。すなわち、個人の選好を集計して公共の選好として顕示する手続きである。それは当然、政府をして納税者=投票者の意思を反映する行動をとらしめるよう強制することになる。

選挙という制約が政府の行動を規制することになるというのは、公共選択

の理論や政治過程の分析でみられる考え方だが、ブキャナン等は、この選挙による制約 electoral constraint が有効ではない、と考え、通常の選挙を通じて実行される政策レベルよりも、より上位の、基本法的段階 constitutional level において、重要な財政制度を決めておき、恣意的に財政を拡大したり、増税や減税などを行なえないようにしておくべきだ、という考え方にたっている。²⁾ただちに想像しうるように、これは、財政制度について一定のルールを設定し（たとえば均衡予算の原則のような）、恣意的に動かしえないようにするという考え方で、マネー・サプライについて一定のルールを設定し、通貨当局による恣意的な政策を避けようというマネタリズムの発想と共通するところがある。

こうした議論を導く過程でブキャナン等は、政府の本質は何か、政治過程が望ましい政策の実行を可能ならしめるか、という政治経済学上の問題を分析する。その中で、伝統的な厚生経済学や初期の公共選択の理論における政府の扱い方を分析し、それと自分達の考える政府との違いを明らかにする。以下、ブキャナンとブレナンの議論をベースにしながら、政府のとりえ方、位置づけを展望し、その上で彼等が積極的に示そうとしている政府の仮定を明らかにする。

市場経済に対応するごとく、政府が一部の市民に損失を与えることなしになんらかの改善をもたらすような政策を実行しうる必要条件是、全会一致のルールである。そして全会一致以外には、政治過程による資源配分は、厚生経済学でいう効率——パレート最適——を保証する方法はない。この全会一致のルールの重要性を最初に認識していたのはウィクセルであった。ブキャナン等は、しかしながらこのウィクセル流の理想化された政治的秩序が成りたつために、政府は「純粋に強制力をもたない」ということに注意すべきであるという。³⁾すべての政府活動は、全会一致の同意が得られたときに進められる。そしてその活動は、すべての政党にある種の利益が受けとられるような、多数者間の交換による改善をもたらす。これはまさに自発的交換の理論とおなじである。換言すれば、市場を通じる交換によるパレート最適の実現

とおなじである。

しかしながら、ブキャナン等によると、ウィクセル的世界は観察される現実の世界とはかけ離れており、現実には、取引コスト、フリーライダーの問題等、自発的交換による最適な均衡からのずれをもたらし要因がいたるところ存在する。公共活動による全会一致の達成のためのコストは膨大であり、結局、合理的市民は、全会一致のルールによる政治過程の有効性をいくぶんかは犠牲にしなければならないことを知る。そこで全会一致にかわって多数決原理が登場するのだが、そこでブキャナン等が主張するのは、全会一致は政府の行動に対して強い制約を課しているが、これが多数決原理に変わると、選挙による制約 *electoral constraint* を極端に弱めるという点であり、公共選択の理論では、その点が十分強調されてこなかったというのである。⁴⁾

そこで、多数決によっても、政府権力に対する制約を具体化しないようなモデルをつくって分析してみる必要がある。そのような制度上の設定のもとで望ましい税制を考えようというのが、ブキャナン等の意図である。すなわち選挙による政府権力に対する制約は、全会一致ルールの場合には最も強いが多数決原理になると、それは弱められる。そこで通常の多数決の場合、この制約の弱さに代替するものとして、財政上の制約が必要になってくる。この財政上のルールは、基本法的レベルで設定されねばならない、というのが、ヴァージニア学派の考え方である。⁵⁾ こうしたことから、最適税制の問題が論じられるのであるが、選挙による制約が有効でない政府、という主張を裏付けるように、従来の伝統的理論における政府の取り扱い方が論じられている。

政府が重要な位置を占める経済学（主として厚生経済学、財政学ないし公共経済学の多く）において、政府は中立的第3者であるとうろくに、ある意味では専制的であった。ブキャナン等は、それを慈善心に富んだ専制政治 *benevolent despotism* と呼ぶ。⁶⁾ バークソン＝サミュエルソン流の厚生経済学、ピグー、マスグレイブの財政理論、ティンバーゲン、ハンセンの議論、さらに最適税制といった見出しで書かれた現代の功利主義論者達の仕事にも

みられる。これらに共通しているのは、政府は国民の厚生を最大化を目標にするという意味で *benevolent* であり、しかも政府の意思決定が国民の意思によって制約されないという意味で *despotic* であった。

これに対し、有名なアローの *Social Choice and Individual Values* をはじめ、ダウنزの、「民主主義の経済理論」等の公共選択の理論は、政策意思決定に至る民主的な政治プロセスの問題を論じた。⁷⁾ここでは、政府は独立の意思決定を行なうわけではなく、政党政治のもとでは、選挙を通じて国民の意思を反映するように政策が決まる。ブキャナンは、これを需要に駆り立てられた *demand driven* 政府という。⁸⁾すなわち、国民の意思に受身に対応する政府が前提されているというのである。ここでは、政府は *despotic* でもなければ *benevolent* でもない。政府は存在しないようなものである、というのである。いいかえれば、政府は政党間の競争を通じて国民の意思を代表するが、支配する *govern* という意味での政府 *government* ではない、というのである。

ブキャナン等は、政府のモデルを考える際に、まず「慈善心に富んだ専制」の仮定を排除する。とどうじに、初期の公共選択の理論のような受け身の、需要に駆られて適合する *demand driven* 政府の考え方も否定する。

このように (i) 伝統的アプローチ——*benevolent despotism* と、(ii) 公共選択の理論——*demand driven* とに分けると、ヴァージニア学派は、(i) に近い。だが、その中から *despotism* を残し、*benevolent* の仮定を除くところが伝統理論と異なる。いいかえれば、支配する *govern* という意味での政府を考えるのである。これがリヴァイアサンの発想につながる。

ところで、ブキャナン等が特に (ii) の初期の公共選択の理論を排する最も大きな理由は、選挙制度による効率的資源配分の達成についての疑問、選挙を通じての政府の専制に対する制約の効果についての疑問にある。公共選択の理論においては、選挙が政府の恣意的活動を制約する手段であるが、ブキャナン等は、それに疑問を提起し、非選挙的手段による制約を考える。それが、後述するような憲法的レベルでの税制の設定である。

この議論を詳しくみる前に、民主政治のプロセスについて代表的なダウンズの分析を簡単に展望し、次にブキャナン等の指摘する多数決原理の欠陥（これはあたかも市場の失敗に対応する）について検討してみよう。

ダウンズは、民主政治について次のようなモデルを考えている。①政府は政治的支持 political support の最大化を追求しようとする。政府の主目標は再任されることであり、政権外にある政党は選任されることが目標である。②選挙ごとに最多得票をえた政党が、次の選挙まで政府のすべてを支配し controls the entire government, その間、総選挙によるにせよ、又は議会によるにせよ、中間的な投票 intermediate votes がない。政権担当政党は、憲法の範囲内で制限されざる行動の自由を有する⁹⁾。

この、②の仮定は重要である。何故なら選挙による政府の行動の制約の範囲に関係するからである。もし個々の政策決定が、その都度、投票によっているのなら、政府はまさに demand driven であろう。しかし現実には、選挙は4年に1度というように、ある幅のある期間をもって行なわれる。その期間がながいほど、政府の自由裁量の余地は大きく、選挙による制約は弱まるであろう。では、選挙をたびたび行なってはどうか。これについては、膨大なコストがかかるために、かえって効率を阻害するという欠陥がある。政治の欠陥の存在は多かれ少なかれ、公共選択の理論の論者も認めているのだが、だから選挙制度に代わる他の制約条件を課すべきだというのがブキャナン等の主張であるのに対して、民主政治の欠陥をできるだけ縮小していこうという考え方もあるだろう。民主政治の有効性（国民個々人の選好をどれだけ正確に顯示し、実現できるかという意味での）は、選挙が行なわれる頻度だけではなく、政治の及ぶ規模、すなわち共同体の規模にも依存する。おそらく、国家単位よりは自治体単位のほうが、構成員の選好を反映しやすく、民主主義のコストも安くつく、ということになるだろう。したがって、民主政治の欠陥を除去することと、政治のコストとの間にはトレードオフ関係があるにしても、国と地方自治というような組織の単位と権限関係を工夫することによって、政治の欠陥を補整しつつ、かつ政治のコストを節約するとい

う道は、現実には残されているだろう。

再びダウنزに立ち戻ろう。政府あるいは国家についてダウنزはどのように考えていたか。彼は序論の中でブキャナンの古い論文¹⁰⁾に示された考え方を批判する。そこでブキャナンは、国家についての2つの相互に排他的な考え方を提示している、というのである。1つは、国家をそれ自身、個人の目的とは必ずしも結びつかない別個の人格をもつものとするもので、それ自体の厚生又は効用を最大化する、とみる。これは有機体説的接近法 *organismic approach*¹¹⁾ といいうる。もう一つは純粋に個人主義的な見方で、個人のみが効用関数をもつとする考え方であり、そこでは国家は個人の欲求を集合的に満足させるための単なる手段である、と考えている。

この古い論文でのブキャナンの見方は、現在少し変化している。しかし、この二つのうち、純粋に個人主義的な国家観というのが、ブキャナンのいう *demand driven* な国家に対応する。ところで、個人主義的な政府観においては、何故、課税が強制されるのか、という問題が生ずる。これに対するサミュエルソンの答えは、国家は不可分割的な便益、(あるいは共同消費財)の提供のみを行っており、その便益は、すべての人が享受しているのだからそれに対する負担、すなわち納税にすべての人が同意している、というものである。しかしダウنزは、国家についての個人主義的見方——自発主義的国家観 *voluntaristic view of the state* とダウنزは言う——と、国家による課税という強制力の行使とは矛盾しないというサミュエルソンの見解にも批判的である。ダウنزによれば、ブキャナンもサミュエルソンも、有機体説と個人主義的国家という二分法を前提にしているが、そのいずれも排除されるべきだとい¹²⁾う。

ダウنزのモデルの基本的特徴は次のように要約される。「われわれのモデルは、政治的仕組みを用いて、個人の目的構造と社会の目的構造とのあいだに明確な関係をつくりあげようとするものである。成人の市民はそれぞれ1票の投票権をもつがゆえに、各人の厚生選好は、政府からみてウェイトがつけられるが、政府は各人の投票だけに関心をもち、各人の厚生には関心が

ない。……われわれのモデルは、…… 規範的モデルではない。……われわれのモデルが含む唯一の規範的要素は、成人の市民はだれでも1票にして1票だけの投票権を有するという仮定に暗黙に含まれている。¹³⁾

ダウنزは「民主主義の経済理論」の第1章で、モデルの基本構造を述べている。これを個条書式的に要約すると、次のようになる。

① 従来、経済理論は、消費者と企業についての行動原則を用いているのに対して、政府については満足すべき行動原則を示していなかった。このモデルでは民主主義政府は政治的支持を最大化すべく合理的に行動すると仮定する。

② 政府の行動にとっての条件は次の3つである。イ．野党の存在を許す民主的政治構造 ロ．種々の程度に不確実な環境 ハ．合理的有権者としての選挙民の存在。

③ 従来の経済理論において政府の経済学的モデルは規範的であるが、このモデルは実証的であることを基本にしている。

④ 国家の本質について、次のように要約される。

「ブキャナンは国家についての有機体的概念と個人主義的概念という2分法を示したが、われわれはそのような両極端を回避しようとするものである。サミュエルソンとボーモルは、国家は直接的所得移転と不可分便益に関する行動のみを効率的に実施できると論じたが、われわれは国家がそのほかにも多くの正統な役割をもっていることを示そうとするものである。バグソンは、純粹に倫理的な公準を用いて、個人的目的と社会的目的とのあいだの関係を確立しようとするが、われわれは政治の形で倫理的公理を採用するものである。アローは独裁なくしてそのような関係が合理的に確定できないことを証明したが、われわれは、どのようにすればかれのディレンマが回避できるかを示そうとするものである。¹⁴⁾

これが政治モデルの基本構造であり、その先、ダウنزは細部にわたって政治プロセスの問題を論じている。経済理論では、合理的な個別主体の目的関数最大化行動を前提にして、市場を通ずる自発的交換を媒介に、社会全体

の目的最大化と斉合することが示された。政府部門が導入されると、政府の得票最大化と個人の目的関数の最大化との間にある種の関係が想定されることになる。もし政府の意思決定が個人の効用最大化行動と斉合するように行なわれるならば、それは、ブキャナンの言う demand driven な政府である。しかし、ダウنزによれば、政府は直接には得票最大化を行動目標としており、伝統的厚生経済学のように、社会の効用最大化を行動目標にしているわけではない。政府活動を規制するのは、有権者の投票と野党の戦略であり、他方、有権者は期待効用のみならず、野党の戦略にもとづいて投票する。したがって、政府の意思決定、活動は、単純ではなく、そこに政党間競争という要因がもう一つ加わる¹⁵⁾。さらに、不確実性、情報費用といった、一般に最適からのずれをもたらす要因が働く。したがってダウنزによって提示された政治モデルは、もちろん、benevolent despotism ではないのみならず、単純に demand driven ともいいきれないであろう¹⁶⁾。

ダウنزの議論は、選挙民の効用最大化、政党の得票最大化という行動原則にもとづき、政府与党と野党の戦略行動を通じてもたらされる政府の意思決定と活動が、社会の効用最大化をもたらしかどうかを、理論的に明らかにしたものである。その際ダウنزは、情報費用や不確実性の問題、さらに公共財が有している性格に注目していたし、また他方、政府についての完全な個人主義的モデルでも、国家有機体説でもない弾力性のある見方にたっていた。このことは、選挙が頻繁に行なわれるものではなく、政府は次の選挙まで拘束を受けることなしに政策を実行できる、という仮定のうちにも見出される。

これに対してブキャナンは、政府について despotic な側面を強調し、それに対する制約が現行の多数決原理のもとではきわめて弱いということを主張する。選挙民の投票や、野党の戦略的行動が、個人の効用最大化と両立しないならば、それは市場の失敗になぞらえて、政治の失敗とも呼びうるだろう。では、それはどういうものか、何故失敗なのか、という点について、公共選択の理論でとりあげられているこれらの問題とブキャナン等の主張を

検討しよう。

- 1) G. Brennan and J. M. Buchanan, "Towards a Tax Constitution for Leviathan," *Journal of Public Economics* 8, Dec, 1977.
 ———, "Tax Instruments As Constraints on the Disposition of Public Revenues," *Journal of Public Economics*, 9, June 1978.
 ———: *The Power to Tax—analytical foundations of a fiscal constitution*. 特に chapt. 2 および, chapt. 3 参照。
- 2) Buchanan and Brennan, *The Power to Tax*, chapt. 2, p. 18.
- 3) *ibid.*, chapt. 1, p. 6. ウィクセルのこの議論は, 次の書物の中に提示されている。Knut Wicksell, *Finanztheoretische Untersuchungen*, 1896.
- 4) Buchanan and Brennan, *op. cit.*, chapt. 1, p. 8.
- 5) 基本法的段階というのは, 後述するように, 最初に社会を形成するときの, 社会の基本的枠組のとりきめを行なう段階である。それは契約によって行なわれる, という社会契約論的考え方にたっている。この契約を constitutional contract と呼んでいる。Buchanan and Brennan, *op. cit.*, chapt. 1, pp. 8-9.
- 6) Buchanan and Brennan, *op. cit.*, chapt. 2, p. 14.
- 7) K. J. Arrow; *Social Choice and Individual Values*, 1951. A. Downs, *An Economic Theory of Democracy*, 1957. 古田精司監訳「民主主義の経済理論」成文堂 昭和55年。
- 8) Buchanan and Brennan, *op. cit.*, chapt. 2, p. 15.
- 9) Downs, *An Economic Theory of Democracy*, pp. 11-12. 邦訳, 序論11-12ページ。
- 10) J. M. Buchanan, "The Pure Theory of Government Finance: A Suggested Approach," *Journal of Political Economy*, Dec. 1949, pp. 496-505.
- 11) Downs, *op. cit.*, p. 15.
- 12) *ibid.*, p. 16. 邦訳, 16ページ。
- 13) *ibid.*, p. 18. 邦訳, 18-19ページ。
- 14) *ibid.*, chapt. 1, IV. Summary, p. 20. 邦訳, 20-21ページ。
- 15) *ibid.*, chapt. 4, pp. 72-74. 邦訳, 74-75ページ。
- 16) もちろん, 政府の提供する財が不可分割的サービスであること, さらに投票権の売買が禁止されていること等の理由により, 政府部門を含むモデルでは, 政府の得票最大化と個人の均衡とが両立しにくいことは, ダウنزも認めている。*ibid.*, chapt. 10, pp. 203-4. 邦訳, 207-208ページ。

3. 政治の欠陥

ブキャナン等は, 多数決原理が政府に対する制約条件として不十分である

根拠として、少なくとも二つの問題がある、と指摘する。一つは多数決原理の運用 operation に関する問題であり、もう一つは（政治的な成果を決定する際の）官僚の役割である。

第1の点について、ブキャナン等は、次のように指摘する。「よく知られるように、個人の選好が単峰型 single peaked でないか、あるいは政党が政策を同時に公表しないなら、多数決原理は、循環的な社会的選好 cyclical social preference をもたらす。¹⁾」このことをもう少し詳しくみよう。

いま、 A, B, C という3つの案件があった場合、 A が B より選好され ($A \overset{p}{>} B$ と書く)、 $B \overset{p}{>} C$ でかつ、 $C \overset{p}{>} A$ であるような場合、循環的社会的選好をもたらししている。これが循環的多数決である。これはアローの有名な推移性の条件を充たさないケースに相当する。これについてわかりやすい例を、ミュラーはその展望論文の中で示している²⁾のでこれを借りよう。表1は、 X, Y, Z という3つの案件について、投票者1, 2, 3 がそれぞれの選好をもっている場合、社会的選好がどのようになるかを示している³⁾。

もちろん、各個人の選好は推移性をもっている。しかし、投票で社会的選好を決めると、 $X \overset{p}{>} Y, Y \overset{p}{>} Z, Z \overset{p}{>} X$ という循環的選好を示すことになる。これを効用平面上であらわすと、図1のようになる。図1は、公共財効用空間を示す。 X, Y, Z が、順番により多くなって行く公共財への支出であると

表1

案件 投票者	X	Y	Z	X
1	$\overset{p}{>}$	$\overset{p}{>}$	$\overset{p}{<}$	
2	$\overset{p}{>}$	$\overset{p}{<}$	$\overset{p}{>}$	
3	$\overset{p}{<}$	$\overset{p}{>}$	$\overset{p}{>}$	
社 会	$\overset{p}{>}$	$\overset{p}{>}$	$\overset{p}{>}$	

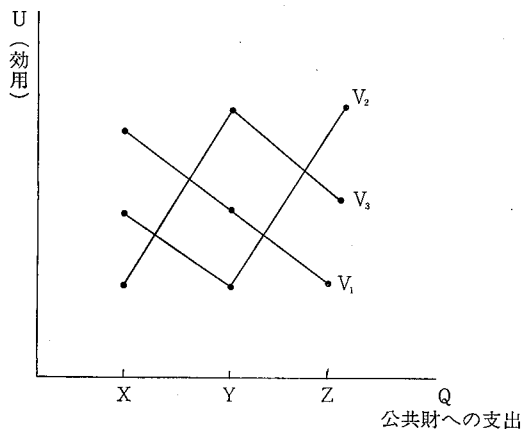


図1

すると、投票者1と3の選好は、単峰型であるが、投票者2はそうではない。その結果、循環が生ずるのである。 V_1 , V_2 , V_3 はそれぞれ投票者1, 2, 3である。

ブキャナン等が挙げているもう一つの例は、政策のアナウンスメントが同時的でなければならない、という点である。いま政党が2つあるとしよう。党Iは他の党IIよりも先に政策を発表しなければならないと仮定する。投票者は3人いるとしよう。いま300ドルの財源をどう使うかということが重要な案件であるとする。党Iは3人の投票者に100ドルずつの支払いを告知した。これに対して党IIは、A, Bの2人に、101ドルずつ、Cには残りのなにがしかを支払うことを告知した。選挙の結果、A, Bは党Iに投票するから、Iが勝つ。

政党I (100, 100, 100)

政党II (101, 101, m)

$$m \leq 98$$

この場合、党IIは $m \geq 0$ でさえあればCに対する支払いは充分であり、残りの98を恣意的に利用しうる。⁴⁾すなわち余剰を搾取しうる。これが後述するように、独占的国家(リヴァイアサン) monopoly governmentの基礎になる。また、党IIは、選ばれるためには多数派に対して最小限の資

源の移転で済む (101 であればよい)。この結果、次の命題が生まれる。

① 合理的な党は、少数派を最大限搾取しうる。

② 選挙に勝つためには、最小の資源を多数派に支払えばよい。この結果、選挙に勝った政党は、総資源のかかなりの部分を恣意的に利用し^{b)}うる。これが monopoly government の重要な側面となる。

ついでながら、多数決原理が効率的資源配分を妨げるもう一つの例について示しておこう。これは先にブキャナンが示した例と全くおなじように、少数派の犠牲の上に多数派が利益を受ける場合、社会的資源配分はかえって改悪されることを示すものである。これは妥協的協力 logrolling が行なわれる場合に生じ^{b)}うる。各案件についての投票者の選好の強さ preference intensities がおなじでないなら、多数派の利益は少数派の損失より少ないかもしれない。つまり、 A と B はより小さいプラスの選好しかもたないが C はより強い選好をもっている案件が、多数派によって否定されるとか、 C にとって強いマイナスが、 A と B の弱いプラスにより、投票の結果、通過する、といったことが生ずる。これを避けるために、logrolling あるいは投票の取引が行なわれるかもしれない。

いま、案件が X, Y, Z の3つあり、投票者は A, B, C の3人である場合を考える。表2は、各案件ごとに A, B, C にどんな利益とコストをもたらすかを示している。仮に A, B, C は農業者であり、 X は B に、 Y は C に、 Z は A に利益をもたらすような案件 (たとえば農道を通すというような) であったとする。 X も Y も、それによって B, C にそれぞれ7億ドルの粗利益をもたらすが、他方その建設には6億ドル要し、これは税金によっ

表 2

案 件	X	Y	Z
投 票 者			
A	-2	-2	-3
B	5	-2	6
C	-2	5	-1

てまかなわれるから、 A, B, C にとって2億ドルずつの負担となる。もし、一つの案件ごとに投票するなら、どの法案も否決される。しかし、もし B と C が協力して、 B は Y 案にも賛成するかわりに C に X 案に賛成してもらうとすれば、 X と Y は成立する。 X については、 B は7億の粗利益と2億の税負担、 Y については C が7億の粗利益と2億の税負担、 A は、いずれの案件についても2億ずつ負担する。社会全体として、2つの案件が通過することにより2億ドルの純利益が発生する。これは少数派 A に一方的に負担をおしつけることによって、多数派 B, C が利益を受けるケースであるが、社会全体としては、純利益がある。このように案件に対する選好の強度が投票者によって異なる場合は、取引による改善が発生しうる。 B と C がうる2つの5を2にかえると、取引はおこらない。

このような取引を伴った多数決ルールの場合には、社会的な損失が発生することがしばしばある。これはタロックによって論じられている。いま仮に X, Y による粗利益がそれぞれ5億ドルで、費用がそれぞれ6億ドル⁷⁾ だとしよう。費用は2億ドルずつ、均等に分担される。この場合も、 X によって B は3億ドルの、 Y によって C は3億ドルの純益をうるから、 B と C の妥協的協力によって、 X と Y が可決される。この結果、社会的損失が2億ドル発生する。政府が常に多数派の人気を得ようとすれば、このような社会的損失が発生し、財政の規模は大きくなり過ぎる。

これらは、いずれも多数決原理の欠陥として挙げることができる。多数決原理の不十分さとしてブキャナンが挙げるもう一つの根拠は官僚制である。⁸⁾ ブキャナンによるまでもなく、官僚も政治家と同様パワーをもっている。しかし、政治家は選挙に負けることがあるが、官僚にはそれが無い。その意味で独占者であり、この独占力の行使がどのようになされるかが問題になる。ブキャナン等は、最も一般的には、官僚は予算規模の最大化行動を行なうと同時に直接所得(彼等の給与、ボーナス等)の最大化を行なうと考えている。彼等は公共財、公共サービスの独占的供給者としての位置を占めており、その権力は、選挙による制約の及ばぬところにある。この点が重要である。初

期の公共選択の理論においては、この官僚制の位置づけが不十分であった。ブキャナンがこの点を重視するのは、彼のリヴァイアサンの発想と結びつく所以である。

官僚制の問題は、それ自体、重要なテーマである。完全な政党支配の政治であるならば、官僚も選挙に制約されている。しかし、政権政党がかわっても官僚機構に大きな変化がないならば、いいかえれば官僚の継続性があるならば、官僚に対する選挙の制約は乏しい。この点は、国により異なる⁹⁾。

ブキャナンは、官僚の予算規模最大化行動を裏付けるデータとして、GNPに対する予算規模の拡大傾向を示し、これは選挙によって容易には制約されないとして、このことから民主的政治プロセスの不十分さを強調する¹⁰⁾のであり、先に示した多数決原理の運用上の問題とともに、多数決原理の有効性に疑をさしはさむ。そして、これに代替するものとして、憲法的レベルでの税制を重視するのである。政府、官僚をサープラスマキシマイザーと前提した独占的国家を想定し、そのもとでなお、国民の効用最大化と両立するシステムを提示する。これがリヴァイアサン国家のモデルである。

ブキャナンとブレナンがリヴァイアサンモデルを提示したのは、1977年の論文¹¹⁾以来であるが、それ以前からブキャナンは国家について独自の見解を示していた。それはすでにダウンズの議論をとりあげたところで示したとおりである。リヴァイアサンについて検討する前に、ブキャナン自身の国家についての考え方をみておこう。

国家についてのヴァージニア学派の体系的叙述は、ブキャナンとタロックの「公共選択の理論」¹²⁾の中に示されている。この書の第2章で著者等は、公共選択論の基本前提としての個人主義の公準を示す。共同的選択の理論において、国家をどのようにとらえるべきかがまず問題である。国家についての一つの考え方は有機体説である。「有機体概念が受けいれられると、共同選択決定の理論はかなり単純化される。集団は一個人とみなされる。そして、分析者に必要となるものは、独立した国家行動を動機づける背後の価値類型ないし価値尺度をみつけることだけである。……有機的国家は……個々人か

ら独立した一つの実体であり、一つの価値類型をもち、一つの動機をもっている。¹³⁾」著者達は、しかしながら、この概念は西洋哲学の伝統には基本的に反するものであるという。「西洋哲学の伝統の中では、人間個人が何よりもまず哲学的存在なのである。……西洋民主主義に妥当する共同選択理論を構築しようとしているために、まず、共同行為のどのような有機体的解釈をも排除するつもりである。¹⁴⁾」

そのみならず、著者等は次のようにもいう。「まったく同じ仕方で、われわれは、支配階層による被支配者の搾取という内容をもつ集団の理論ないし概念も拒絶する。」「国家の有機体概念を排除し、同じく、階級支配の理念をも排除してしまうと、われわれに残されるものは、集団の純粋に個人主義的概念である。¹⁵⁾」

ブキャナンとタロックは、必ずしも完全に一致した意見をもっているわけではないが、この書物は共同で書かれており、したがって上の引用も両者の共同の見解とみなすことができる。しかも本書は1964年に出版されており、序文によれば、各章の大部分は1959年から60年に書かれた。したがって、ダウنزの書物(1957年)よりは新らしい。各章の体系は、基本的には方法的個人主義にもとづいてつらぬかれている。ダウنزが批判したブキャナンの国家論に関する単純な二分法は、ここにおいても見られる。しかし、この書物においては、明確に個人主義的前提で公共選択の理論体系を展開している。

では、この議論と、ブキャナン＝ブレナンによるリヴァイアサン・モデルとはどのような関係にあるのだろうか。一つははっきりと読みとれることは、ブキャナンは主としてドイツに盛んであった国家有機体説や、マルクス主義の国家観を排しているのであって、基本的には、西欧民主主義の理念型ともいべき市民社会の国家観にもとづいており、それは、ホッブズに淵源を求めることができる。

だが、最初に述べたように、ブキャナン等は、単純な demand driven な政府を認めているのではない。西欧に伝統的な個人主義のモデルに立脚しつ

つ、しかも despotism に近い。そのようなモデルとしてリヴァイアサンが展開される。このことを理解するために、次に、ホッブズにたちかえて、その国家論を検討してみよう。

- 1) Buchanan and Brennan, *The Power to Tax*, 1980, p. 20.
- 2) D. C. Mueller, "Public Choice; A Survey," *Journal of Economic Literature*, June 1976. なお、これは季刊現代経済 27 号, 28 号, 29 号に、編集部によって邦訳されている。
- 3) *ibid.*, pp. 403-404.
- 4) Buchanan and Brennan, *op. cit.*, pp. 20-21. この議論は、ダウنزが「民主主義の経済理論で論じているところである。Downs; *An Economic Theory of Democracy*, chapt. 9.
- 5) Buchanan and Brennan, *op. cit.*, p. 21.
- 6) Mueller, *op. cit.*, pp. 406-407.
- 7) G. Tullock, "Problems of Majority Voting," *Journal of Political Economy*, Dec. 1959, pp. 571-79; reprinted in *Readings in Welfare Economics*, 1969.
- 8) Buchanan and Brennan, *op. cit.*, p. 23.

9) 官僚制の問題は、組織論の問題として把握してみると興味深い。一国の政治機構を、企業組織になぞらえてみると、官僚は経営者に、選挙民は株主に対応する。純粋の民主主義モデルを企業組織になぞらえると、企業経営者は株主の富最大化要求（たとえば株式価値最大化あるいは配当最大化）を行動目標にしなければならない。しかし、経営者が株主の富最大化要求を制約（政府、官僚に対する選挙の制約に対応する）条件として、独自の効用関数を持ち、それを最大化するという行動をとるとき、それはちょうど官僚支配に対応する。ここで重要なことは、企業組織の効率的運営のために、あるていど専門的能力のある経営者にまかせることが一般的になっている、ということである。マネージメントグループは、頻繁に交代するわけではない。経営者の任命権を株主総会が持っていたとしても、大部分の重要な意思決定は経営者にまかされる。それによって企業組織の安定性が維持される。

事業活動、投資が、長期に及ぶものであれば、ますます、経営陣は安定していなければならない。国家も同様で、秩序と安定の要求が強まるほど、官僚支配の要素が強まるだろう。そうすると、いっそう経営者、官僚の自由裁量の余地が大きくなる。

伝統的民主主義モデルに対応する企業理論では、企業の目的関数は株主の目的関数とおなじであり、経営者は、株主の総体としての意思を代弁する存在でしかない。

現実はどうか、これは国によって、たとえば日本とアメリカで、異なる。アメリカのほうが、形式上、ビジネスデモクラシーの原則がとらぬいている。

- 10) Buchanan and Brennan, *op. cit.*, pp. 24-25.

- 11) Buchanan and Brennan, "Towards A Tax Constitution for Leviathan," *Journal of Public Economics*, 8, 1977.
- 12) J. M. Buchanan and G. Tullock, *The Calculus of Consent: Logical Foundations of Constitutional Democracy*, 1962. 宇田川璋仁監訳「公共選択の理論」東洋経済, 昭和54年。
- 13) *ibid.*, chapt 2. 邦訳, 13 ページ。
- 14) 同上, 13-14 ページ。
- 15) 同上, 14-15 ページ。

4. ホッブズ「リヴァイアサン」における国家

すでに述べたように、ブキャナン等は、政府の本質について、従来の伝統理論を benevolent despotism と demand driven なタイプに分け、自分達の考え方（ヴァージニア学派）は、どちらかといえば despotism に近いという。そして公共選択の理論で扱われる demand driven な政府は、支配する govern という意味での政府 government になっていない点を批判して、国家の専制的側面、それ自体の目的を追求する存在としての側面を重視し、リヴァイアサンのモデルを提示する。しかし、このリヴァイアサンは、決して有機体的国家観によっているものではなく、ブキャナン自身の思想の流れからいえば、公共選択論の考え方、すなわち個人主権を基礎とした考え方にたっていると思われる。前節でみたように、ブキャナンはタロックとの共著において、公共選択を論ずるときには、方法論的個人主義に立脚している。この点をどう理解するか、何故、リヴァイアサンをとりあげたのか、単なる比喻に過ぎないのか、それ以上であるか。公共選択を論じていた1950年代から60年代までのブキャナンの考えと、1977年以後のそれとの間に本質的な違いがあるのか。これらの点を明確にするために、以下、ホッブズにたちかえり、「リヴァイアサン」を中心に、その国家論を検討し、それとヴァージニア学派の考え方との間の共通性を探ってみよう。

近代国家観を田中浩氏にしたがって大別すると、(1) 西欧型国家観、(2) 保守的ファシズム的国家観、(3) 社会主義型国家観の三つの類型に分けられる。¹⁾ブキャナンとタロックが、「公共選択の理論」において排除した二つの

国家観，すなわち，有機体説と階級による階級の支配の手段という考え方，というのは，形式的に対応させると，この(2)，(3)に対応する。田中氏は(1)を近代国家観の基本型をなすものであるという。氏によると，それは，市民革命期のホッブズ，ロック，ルソー等のいわゆる「社会契約論」者達の国家論にはじまり，19世紀には，ベンサム，ミルの自由主義国家論に受けつがれ，20世紀にはいつてからは，ラスキ，マッキーバー，バーカ等の多元的国家論へと系譜的にはつながるという。その中でも，ホッブズは最も古く原型をなすものといえる。ここでは，ヴァージニア学派が，おなじ近代国家観の基本的系譜につながることは当然として，何故ロックでもルソーでもなくもうひと昔まえのホッブズを取りあげたのか，その根拠に焦点をあてて，ホッブズの国家論の特質，意義を検討する。

ホッブズ，ロック，ルソー等の近代国家観の基本をなす思想に共通しているのは，国家は多種多様な利害を異にする個人が，かれらの目的を実現する手段として契約によって設立したものである，という考え方であり，国家を設定する目的は，ホッブズにおいては，自己保存であり，ロックにおいては所有権の保護であり，そしてルソーにおいては自由の確保である，という点でそれぞれ異なっている。また，そのように設立された統治の機関は，ホッブズの場合は主権者であり，ロックの場合は議会と国王であり，ルソーにおいては立法者や政府である，ということになる。²⁾すなわち，近代国家論の特質は，まずなによりも，国家を同意＝契約から生まれたものとみなす点にあり，したがって，統治者あるいは主権者による支配は合法的支配である，とみなすところに特徴がある。³⁾これらの近代国家論の中で，ホッブズの国家論にはどのような特徴があるか。

リヴァイアサンの第1部，「人間論」の第13章「人類の至福と悲惨にかんするかれらの自然状態について」で，彼はまず「自然状態」という概念を提示しており，これが後の国家設立の重要な根拠となることを示唆する。⁴⁾まずホッブズは「人々はうまれつき平等である」として人間の自然的能力の平等性から説きおこし，その平等から不信がおこり，不信から人間のあいだの戦

争が生ずることを述べる。そしてその争いは「継続する恐怖、暴力による死の危険とが存在し、人間の生活は、孤独でまずしく陰悪で、しかもみじかい。」⁸⁾すなわち、人間が全く自由で平等である自然の状態においては、このような悲惨と死が生ずるというのである。自然状態とは、「国家をいったんその構成要素としての個人にまで解体し、共通する公権力の存在しない状態においてかれらが相互にどのように振舞うかをのべたものであって、……そこからホッブズは逆に何故に人間は法や国家を必要としたか」⁶⁾を明らかにしたのである。

リヴァイアサン第14章で、ホッブズは、自然法と契約について論じているが、そこではまず、自然権 *Jus Naturale*、自由、自然法それぞれの内容を述べている。自然権は、自然状態において人間が自己保存のため自分自身で行なうあらゆる自由をさす。すなわち、彼自身の生命をまもるために自身の自然的な力や能力を用いる自由である。このような自然権から自然法を導き出す。これが第1の自然法と呼ばれるものである。しかしこれにつづいてホッブズは、自然権の放棄を示す第2の自然法について述べる。⁷⁾自然権の放棄を主張する根拠は、もしそれを保持しつづけるならば、すべての人々は戦争状態にあるからである。かくて人々は自然権を相互に抑制することによって、自然状態とは異なって、自然権を実質的に享受することができるに至る、とホッブズは考えている。この場合、誰に対して権利を放棄したか明示されなければ、それは放棄そのものであるが、相手が明示されている場合は譲渡である。そして相互的に権利渡譲が行なわれる場合が契約 *contract* であり、「契約者の一方が、かれがなすべきこととして契約されたその物をひきわたして、相手がある定められた期間ののちにそのなすべきことをおこなうのにまかせ、そのあいだ相手を信頼する」⁸⁾という場合、約束 *pact* または信約 *covenant* とよばれる。ホッブズにおける国家は、まさに、自然状態から自然権を放棄することの相互的な信約のうえに成立する。リヴァイアサン第1部は、自然的人間の分析であり、何故人間は自然的状態から脱して、人工的に設立された社会へ至るかを明らかにしたものと見える。そして、第2

部「コモンウェルス」において、国家の特質を説明するのである。

自然状態のもとで各人のもつ自然権が戦争の原因であった。そこで各人は相互に自然権を放棄する信約をとり結び国家を設立する⁹⁾のであるが、人々は特定の個人あるいは合議体に、かれらの人格を担わせることになる。この一人格に統一された群集はコモンウェルス（ラテン語ではキウイタス）とよばれる。これがリヴァイアサンの生成である。

かくて、国家はひとつの人格であり、この人格を担うものが主権者 *sovereign* である。さらに主権者権力のかくとは二つの道によって行なわれる。一つは自然的な力による場合、もう一つは、協定により自発的に人々が服従する場合である。前者はかくとく *aquisition* によるコモンウェルス、後者は設立 *institution* によるコモンウェルスとよばれる。

ところで、ホッブズにおいては、国家は各人と各人との信約によって設立されたものであって、主権者と人民との間の信約あるいは契約によって成り立つものではない。したがって主権者の権力は、各人と各人との信約による一方的授權である。¹⁰⁾この結果、統治契約は否定されることになり、契約違反を理由に主権者に抵抗するという根拠を否定することになる。この点がロックと異なっている。では何故抵抗権を否定したのであろうか。おもうに、ホッブズにおいては、なによりもアナーキーな状況が悲惨と危険をもたらすことが怖れられていたということであり、抵抗権を認めることは、ふたたび自然状態に立ち戻る危険を含むと考えられていた。

かくて、ホッブズにおいては、主権は絶対的となる。ロックは、国民の同意によって成立した政府が権力を濫用する危険を防ぐために、権力の分割と権力そのものを市民法に服せしめること、さらに、政府が同意に反した場合の抵抗権をも正当化していた。¹¹⁾しかしホッブズは、そのような専制すらも自然状態より望ましいと考えていたのである。ロックにおいては、自然状態は専制に対置されるものとして、平和な望ましき状態であったのに対し、ホッブズにあっては、まさにアナーキーそのものである。

ロックの政府権力に対する分割、制約の考えは、ジェファークソン、ハミル

トン、マジソン等のアメリカの民主主義思想¹²⁾に受けつがれている。そしておそらく、ブキャナン等のヴァージニア学派においても、アメリカの民主主義的伝統は受けつがれている。しかしそれでもなお、ホッブズの世界に立ち戻ろうとしている。すなわち、政府権力に対する制約の有効性については疑問を抱き、むしろ政府の専断的側面とでもいうべきものを重視している。

ホッブズからヴァージニア学派まで300年のへだたりがあるが、そこに共通しているのは、人間に対するある種のペシミズムであるといえるかもしれない。しかし、このような人間のエゴイズムを認めた上で、それでもなお、安定した秩序のある共同体の存立を求めること、またそのような社会があってこそ、人間が存続しようと考えているところに特徴がある。ペシミスティックな政治論に立脚しつつ、なおかつ最適な状態を導き出すルールを求めるというところに、ブキャナン等のすぐれた点がある。

このように、人間の本性についてペシミスティックな立場をとるホッブズの見解は、ブキャナン等に受けつがれているとみることができる。そこでは政府や官僚もまた、私益 *self interest* を追求する主体とみなされる。そのような主体が、他方で選挙による制約を不十分にしか受けないとすれば、他に代替する制約が必要になる。そこで、選挙で選ばれても、容易には変更しえない上位の規範の中に、国民の福祉増進につながるルールを設定しておくべきだ、ということになる。このように、あくまでも上位のルールによって社会を運営していくべきだというヴァージニア学派の思考様式は、その淵源をたずねると、ホッブズに行きあたる、ということがいえるだろう。

ブキャナン等の発想は、あくまでも方法論的個人主義に立脚しながら、合理的個人を前提にした上で国家の存立の根拠を求め、そのように形成された国家が、個人主義の論理的帰結としての民主政治のプロセスによっては充分には制約されず、支配するという意味での政府になるという点に注目し、そのような政府を有効に規制して、個々人の効用最大化と両立しうるルールを見出そうというところに発している。選挙によっては単純には交代しえない政府という意味で、*demand driven* な政府とは、まったく正反対の *despotic*

な政府を想定し、選挙による制約の不充分さをカバーする代替策としてのルールを、抽象論的には、社会を設立する段階で設定しようということである。

- 1) 田中浩「国家とはなにか」, 田口富久治・田中浩編『国家思想史』上, 青木書店, 1974, 7 ページ。
- 2) 同上, 8 ページ。
- 3) 同上, 28-29 ページ。
- 4) Thomas Hobbes, *Leviathan* 水田洋訳『リヴァイアサン』(1), 岩波書店, 1954, 199-207 ページ。
- 5) これが制限されざる政府 unlimited government の存在の有力な根拠となる。ホッブズの自然状態のもとでは、人々はむしろ専制的政府を選好する。自然状態にあるとき、すべての人々にとって人生は “tends to be poor, nasty, brutish, and short” である。
- 6) 藤原保信・佐藤正志『ホッブズ・リヴァイアサン』有斐閣, 1978, 62 ページ。
- 7) *Leviathan*. 邦訳, 210 ページ。「この基本的自然法から、つぎのような、第二の法がひきだされる。すなわち、人は、他の人人もまたそうであるばあいには、平和と自己防衛のためにそれが必要だとかれがおもうかぎり、すすんですべてのものごとにたいする、かれの権利をすてさるべきであり……………各人が、かれのこのむままにあらゆることをおこなうこの権利を保持するかぎり、すべての人々は戦争状態にある…………」。
- 8) *ibid.*, 邦訳, 214 ページ。
- 9) この説明については、藤原保信・佐藤正志, 前掲書 92 ページ参照。
- 10) 同上, 93 ページ参照。
- 11) J. Locke, *Two Treatise of Government*. 宮川透訳『統治論』中央公論社, 昭和 43 年。
- 12) アメリカ民主主義の基本型として、ジェファソン「独立宣言」ハミルトン, ジェイ, マディソン「ザ・フェデラリスト」を挙げるのが、最も一般的であろう。権力の分割については、「ザ・フェデラリスト」第 51 篇に書かれている。なお、ここでは松本重治編集, 世界の名著 33, 「フランクリン, ジェファソン, マディソン他, トクヴィル」中央公論社, 昭和 45 年を使用した。

5. 「リヴァイアサン」的国家における税制

政府をこれまで述べたような独占的国家 monopoly government であると想定したときに、それと国民の効用最大化とが両立しうるシステムがありう

るか、ということが当然問題になる。この問題はブキャナンとブレナンがいくつかの論稿においてとりあげてきた。¹⁾1978年の論文では、リヴァイアサンの政府をして国民の効用を高める公共財、公共サービスの供給に同意させる手段としての税制の可能性を検討している。おなじことは、二人の共著 Power to Tax においても展開されている。この議論の骨子を示そう。

ここでは基本的に政府は余剰最大化行動をとるもの surplus maximizer であって、直接的には国民の効用最大化を目標にしてはいない。国民の効用は公共財の供給量に依存するとする。ここで次のようなモデルを考える。²⁾

$$G_s = \alpha R \quad (1)$$

G_s は公共サービス、 R は税収入、 α は税収のうち公共財への支出に向けられる割合である。 α は税制のあり方に依存する。

リヴァイアサンの政府は君主国で、国王が政府を体現している。国王の目的は自らの効用を最大化することにある。これは国王の所得最大化と考えてよい。最大化される国王の所得 Y_K は

$$Y_K = R - G_s \quad (2)$$

$$= (1 - \alpha)R \quad (3)$$

(2) は、国王の所得が税収から公共財への支出を差し引いた余剰であることを示し、(3) は、その余剰が税収入と、税体系によってかわりうる α に依存することを示す。 Y_K を最大化するには、 R を最大化するか、 α を最小化すればよい。そこで問題は、国王の効用最大化、すなわち Y_K の最大化と、国民の効用最大化、すなわち、 G_s の最大化とが両立しうるか、ということである。これは R が何によって決まるか、 α はどんな税体系のもとでどのようかわるかによる。(2) 式からわかるように、もし R が与えられていれば、国民の要求に応ずる公共支出を増大させるほど、国王の効用をもたらず Y_K は減少する。

しかし、 α と R とが正の相関関係にあれば、 α を大きくするほうが R も大になるということがありうる。国民への公共財支出を増大させる (α の増大) ことが税収の増加につながるなら、望ましいということになる。

R は税源に依存するが、ブキャナン等の主張は、税源と公共財支出 G_s との間に補完的な関係があるということであり、そのような補完的な関係をもたらしするのは目的税だということである。所得税等の一般的税制は、国王(官僚)の自由裁量で動かさう。しかし目的税の場合は、公共財支出の増加がかえって税収をふやすことになり、結局、 Y_K 最大化と G_s の最大化がどこかでバランスすることになる、という議論である。³⁾

ここで、ブキャナン等がリヴァリアサンの国家を前提していることの意味を考えてみよう。リヴァリアサンの仮定では、納税者=受益者は、政府によって供給される公共財 G をコントロールできないとされる。もし投票が政府の行動を強く制約するなら、 G の内容はともかく G 全体の水準について納税者の意思を反映させるということができるかもしれない。しかし、ブキャナン等の議論の特徴は、実際の政治の場で、選挙による制約が不十分であるという考え方にある。そこで、国王が自らの効用最大化行動をとるという極端な行動を仮定する。 G の水準を決めるのは国王である。かくて、 Y_K を最大化しようとする国王が G を増大させようとする誘因が必要である。

そこで、もし α と R の間に正の相関関係があるなら、 α の増大は $(1-\alpha) R$ を増大させることになるかもしれない。 R は税源 tax base と、税率構造 rate structure に依存する。税源は所得であるかもしれないし、消費支出であるかもしれない。いずれであるかは R に影響を与えることになる。税源を B 、税率構造を r としよう。

$$R=R(B, r) \quad (4)$$

一般的に考えると、税源 B が増大すると税収入 R も増大する。もし税体系 r が与えられるとすれば、 R と B とが補完的な関係になければならない。所得税ならば、 B は所得ということになるし、消費税ならば B は支出である。問題は、税源 B と公共財への支出 G との相互補完性である。ブキャナンとブレナンは、官僚が自由裁量的に決定できる所得税のような一般的税よりも、用途を特定化した目的税のほうが、 R の最大化と G の最大化を均衡させう⁴⁾と考える。すなわち必要な仮定は、

$$\frac{\partial R}{\partial G} > 0$$

であり、その前提として

$$\frac{\partial B}{\partial G} > 0$$

であることが必要になる。その結果

$$\frac{\partial Y_K}{\partial G} > 0$$

となることを示すのである。これは、もちろん G と B の動きに依存する。 G が増大して行くにつれて B も、したがって R も増大する。ある点で、 $R-G=Y_K$ が最大になる。

ブキャナンとブレナンは、このように G の増大と Y_K の最大化が両立する点があること、それをもたらし税体系は、目的税であることを示す。その具体例としては、ガソリン消費税が挙げられる。道路という公共財を供給することによって自動車が行く。ガソリン消費が増大する結果、税金が増大するという仕組みである。ブキャナンとブレナンは、この税体系をあらかじめ社会のルールとして設定しておくことによって、政府・官僚が恣意的に財政を動かし、国民の利益の増大につながらない結果をもたらしことを防ごうとするものである。

通常、税の用途を特定化すること earmarking は、意思決定者の伸縮的な政策を損なうといわれる。しかしブキャナン等は「この主張は、政府について、それが benevolent であるというイメージをもっている。政府は市民から離れても、公益に動機づけられている、と考えている。こういうイメージは、民主的な意思決定とも、政治家や官僚の私益追求がある役割をもつことを含むモデルとも、^{b)} 斉合しない。」という。すなわち、すでに述べた benevolent despotism の考え方は、民主政治モデル（初期の公共選択の理論）とも、ブキャナン等のヴァージニア学派の議論とも相容れない、というのである。

ブキャナン等の議論は、標準的な公共選択のモデルとは、制度的な政治過程についての基本仮定において異なっている。標準的な理論では、税金と政

府支出とが民主的投票過程によって決定されるというのが基本仮定であったが、この仮定を敢えて落としている。⁶⁾そして税制の基本的枠組に関することについては、政治過程以前の基本法設定の段階でルールとして決めておくべきだという考え方をもっている。

この点についてのヴァージニア学派の見解を、もう少し掘り下げて検討しよう。ブキャナンとブレナンは、Power to Tax において、納税者=投票者=受益者が、自分達の望む結果をもたらすように政府をいかに制約するかという問題を論じている。⁷⁾通常の公共選択の理論は、政府に対する制約として選挙を考えていたが、ヴァージニア学派は、選挙による制約の可能性を全く否定するわけではないが、これまでみてきたような理由で民主的政治プロセスの欠陥（政治の失敗）から、制約が不十分であることを主張した。そこでブキャナン等は、次のように考える。いま、あたかもホップズの自然状態にある人間のように、これから社会を構成しようとするときに、基本的制度の枠組をこしらえる。これを constitutional level とよんでいる。いったん制度の基本的枠組みができて、社会が運営される段階を、in-period とよぶ。そして人間の constitutional preferences と in-period preferences の間には違いがあるという。⁸⁾それは有名なロールスの分配ルールの決定の原理と似ている。すなわち、ロールスの場合、人々が無知のヴェイルに隠された behind veil of ignorance 始源的状态にある場合に、どのような制度を選択するか、というように問題をたてるのである。いったん世の中である位置を獲得すると、人々の選好はその位置によって影響される。そこで、人々が自分がどのポジションにあるか、あるいは将来自分がどのポジションにつくか全く知らない状態、いわば母親の胎内にある状態（それが無知のヴェイルに隠された状態である）において、所得分配のルールを決定するとしたなら、少なくともその点については合意するであろうようなルールを、分配の基本原理とする。⁹⁾したがってロールスの立場では、一般的に移転支出政策（所得再分配政策）は、憲法的段階で constitutionally セットされるべきだということになる。

ちょうどそれとおなじように、財政の基本ルールも憲法的段階において決定されるべきで、in-period における選挙のプロセスは、始源的状态において望まれた結果を単純には生み出さない。これがブキャナン等の考えである。

このようにして、国民の効用の最大化に対応すると思われる財政のルールは、選挙によって制約された政府が選びとることは、期待されないのであって、in-period では容易には動かしえない国の基本法において制度化されねばならない、と考えるのである。

ブキャナン等の考え方をふえんしていえば、たとえば均衡財政のルールとでもいうべきものも、おそらく constitutional level でセットされるべきものの、という考え方になるだろう。この点、シカゴ学派の思想と共通するところがある。政府や官僚について、理性的で利他的な行動をとるものという前提にたつて、はじめて成り立つ政府主導型経済について信頼をおくことなしに、政府や官僚についても、私的利益を追求するという意味での合理的経済人を想定し、その上でなお、有効な資源配分をもたらしうるような制度的ルールをあらかじめ決めておこうというのである。ヴァージニア学派が強調するのは、経済における市場の失敗と同様、政治過程における失敗が存在する点である。それ故に、初期の公共選択理論が考えているような、多数決原理による最適均衡は達成不可能とみて、選挙以外の政府に対する制約を主張することになる。ヴァージニア学派が、このような non-electoral constraint を強調するのは、上述の多数決原理の失敗と同様に、官僚制の存在であろう。政府は選挙に制約されたとしても、官僚は選挙には制約されない。

では仮に官僚もまた選挙で選ばれるという制度を決めたならどうであろうか。たとえばアメリカの場合、大統領が代わればホワイトハウスの上級スタッフも交代する。それを中級スタッフにまで拡大するとしたならどうなるであろうか。おそらくそうなると、官僚の持続性が失なわれて政策実行が不安定になるだろう。それは場合によっては、よりアナーキーな状態をもたらすかもしれない。官僚は一方では人々を拘束し支配する。しかし持続的で安定した官僚制が他方ではその社会の秩序と安定をもたらす。人々がホップズの

いう自然状態にあるときに、結局、人々はたがいに争い合って悲惨でアナキーな状態になるかもしれない。それよりは、支配に服することによって秩序と安定を保つことを人々は選びとる。

このことの真実性は、日本において与党が30年以上も交代することなしに持続していることにも見出せるかもしれない。人々が選挙において与党を支持しているのは、与党に不満がないということではなく、政権の交代にもなう不安定性よりも、たとえ欠陥だらけでも与党の支配に服することによる安定性を選好しているからかもしれないのである。

これまで検討してきた議論、特にヴァージニア学派によって提起された議論は、われわれに多くの示唆を与えると同時に、多くの課題を残している。以下、主要な課題を列举しておこう。

① 政治組織を企業組織になぞらえた場合、純粋に分権的な組織、集権的な組織、その中間項、というように、さまざまな組織形態が考えられる。有効な資源配分という観点にたつて、望ましい組織形態と、現実に観察されるそれとの比較を、企業組織、政治組織と対照させながら分析すること。

② ヴァージニア学派は、選挙による制約の不十分さに注目して、それに代替するものとしての制度上のルール設定を主張する。税制については目的税がそれにあたる。しかし、それは個人の効用最大化と国家・官僚の目的関数最大化とを斉合させるものになりうるか。

さしあたり、この二つの課題を、次の機会にとりあげる。

- 1) Buchanan and Brennan, "Towards a Tax Constitution for Leviathan," *Journal of Public Economics*, 8, 1977.

Buchanan and Brennan, "Tax Instrument on the Desposition of Public Revenues," *Journal of Public Economics*, 9, No. 3, 1978.

Buchanan and Brennan, *The Power to Tax*, 1980.

- 2) Buchanan and Brennan, "Tax Instrument" pp. 303-305.

- 3) ブキャナン等の議論の最もクルーシャルな点は、 R と G すなわち公共財支出と税収との complementarity にある。そして、この相互補定的性格をもつ税制が目的税である、というのである。

- 4) 税体系の如何によっては、 G と R の関係はいろいろにかわりうる。ブキャナン等

は、 G の増大が R の増大と結びつく場合を考え、目的税がそれにはほぼ相当するとみるのである。

- 5) Buchanan and Brennan, *op. cit.*, p. 317.
- 6) *ibid.*, p. 318.
- 7) Buchanan and Brennan, *Power To Tax*, chapt. 2, section 2, monopoly government and popular sovereignty.
- 8) *ibid.*, p. 18.
- 9) J. Ralls, *Theory of Justice*, 1971. これは有名な、ロールスのマキシミン原理とよばれるものである。